

市内事業者活性化支援事業事業者間連携促進事業募集要領(2次募集)

1. 事業の目的

本事業は、物産振興全体の底上げを目指し、共通のテーマ(素材・企画等)に取り組む市内事業者3者以上が連携した活動を支援するものです。事業者間の連携による販路拡大や新たな価値の創出に向けた取組みを促進し、本市において持続的に発展できる基盤を構築することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助対象者

補助金の交付対象となるのは、以下の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 市内に事務所又は事業所を置く事業者が3者以上で構成し、活動する任意の団体であること。
- (2) 代表となる事業者が明確であり、経理等の事務局機能を適正に担えること。
- (3) 構成する全事業者が、暴力団又は暴力団員等、市内事業者活性化支援事業補助金交付要綱第3条第2項各号に規定する排除対象に該当しないこと。

3. 補助金額・補助率

- (1) 補助上限額：1団体当たり100万円
- (2) 補助率：9/10(予算の範囲内で市長が認める額とします。)

4. 補助対象事業の要件

本事業は、市内事業者がそれぞれの強みや地域資源(素材、技術、サービス等)を掛け合わせ、単独では成し得ない相乗効果を生み出す取組みを対象とします。

【取り組み例】

《新商品・新サービスの共同開発》

異業種の事業者が連携し、本市の地域資源を活用した新しい特産品の開発、またはこれまでにない観光・体験型サービスを共同で企画し、試作やテストマーケティングを行う事業。

《共同プロモーション・販路拡大》

共通のテーマを持つ複数の事業者が合同でブランド化を図り、県内外の催事への共同出展、合同PRイベントの開催、共通のウェブサイトやパンフレットを用いた販売促進を行う事業。

※提案にあたっての留意事項

上記に示す事業分野はあくまで取組みの方向性の例示であり、特定の業種や内容に限定するものではありません。事業者間の連携による相乗効果が高く、本市の地域経済活性化に資する、自由で斬新なアイデアに基づく事業提案を広く募集します。

5. 補助対象経費

- (1) 補助対象となる経費は、申請した「事業計画」に基づいて実施するもので(3)に掲げる経費であり補助金の額は、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額の合計額となります。
- (2) 補助対象経費は積算根拠が客観的に確認できる見積書等の写し。ただし、1件あたりの発

注予定額が税抜 50 万円を超える経費については、原則 2 社以上の相見積書の写しを添付してください。

- (3) 補助対象となる経費は、次に掲げる経費であり、これ以外の経費は補助対象外です。

補助対象経費	
1	出展料（会場使用料、出展料、基本装飾料等）
2	人件費（催事出展、調査等を遂行するために、臨時的に雇用されたもの（アルバイト、パートタイム労働者等）に対する賃金
3	謝金（講師謝礼金、マーケティング専門家等）
4	旅費（交通費、宿泊費等）
5	需用費（チラシ・ポスター印刷代、共通のぼり旗、開発・試作用の原材料費）
6	役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）
7	委託料（PR 動画制作費、市場調査の外部委託等）
8	使用料及び賃借料（会場借上料、機材（テント・音響等）のレンタル代等）
9	その他の経費（市長が特に必要と認めるもの）

- (4) 経費について以下の経費は、補助対象外となります。

- ① 構成事業者の通常業務に係る経費（従業員の人件費、既存店舗の家賃、光熱水費等）
- ② 懇親会、飲食、接待に係る経費
- ③ 販売を目的とした商品の原材料費やパッケージの大量製造費
- ④ 集客イベント等における景品代、金券、商品券、現金等の購入費
- ⑤ 消費税及び地方消費税
- ⑥ その他、市長が公金の使途として不適切と認める経費

- (5) 経費の支払方法について補助事業実施期限までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。補助対象経費の支払方法は銀行振込が大原則です。

6. 申請手続

- (1) 受付開始及び締切

募集要領公開： 2026 年 8 月 14 日(金)

申請受付開始： 2026 年 8 月 14 日(金)

申請受付締切： 2026 年 9 月 11 日(金) 17 時まで

交付決定日： 9 月末予定

- (2) 申請先

うるま市役所商工振興課(〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町 1 丁目 1 番 1 号)

TEL098-923-7634 / FAX098-923-7623 (担当：仲村・屋嘉)

E-mail syoukou-ka@city.uruma.lg.jp

- (3) 提出書類

- ① 市内事業者活性化支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
- ② 事業計画書(別紙 1)
- ③ 収支予算書(別紙 2)
- ④ 共同事業実施協定書(別紙 3)

⑤補助対象経費の積算根拠が客観的に確認できる見積書等の写し

⑥誓約書（別紙４）※共同で事業を実施する事業者分提出してください。

7. 補助事業実施期間等

交付決定日から２０２７年３月１０日（水）

※２０２７年３月１０日（水）以降に発生した支払いや納品等は補助対象外となりますのでご注意ください。

7. 審査・採択方法

市が別に定める審査基準（連携の妥当性、新規性、実現可能性、波及効果等）に基づき客観的な評価を行い、上位の団体から予算の範囲内で採択を決定します。

8. 補助金の交付・概算払いについて

（１）補助金は、原則として事業完了後に、実績報告書及び支払いを証明する書類（領収書等）の確認を経て精算払い（後払い）となります。

（２）ただし、事業の性質上、事前の資金確保が困難であり、事業の円滑な遂行に不可欠と市長が認める場合に限り、交付決定額の９割を上限として概算払い（前払い）を請求することができます。

（３）概算払いを希望する団体は、事前支払いが必要な経費の見積書等を添付し、概算払請求書により補助金を請求することができます。

9. その他（留意事項）

（１）本要領に定めるもののほか、補助金の交付、事業の実施、財産の処分制限等に関する基本的事項及び詳細については、「市内事業者活性化支援事業補助金交付要綱」及び「うるま市補助金等交付規則（平成１７年うるま市規則第４７号）」の定めるところによります。

（２）補助事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。法令等に違反した場合や、不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、交付決定の取消しや補助金の返還を命じることがあります。